

県南広域振興局長告示第154号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成24年10月19日

県南広域振興局長 田村均次

1（1）名称 一関市矢越山休猟区

（2）区域 一関市室根町地内の国道284号と主要地方道本吉室根線との交点を起点とし、起点から国道284号を東に進み市道本町天王前線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道宝下線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道本町天王前線との交点に至り、同点から同市道を南に進み林道走沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み更に南東に進み林道浅日線との交点に至り、同点から同林道を西に進み市道荒谷線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道千厩新月東線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道本吉室根線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

2（1）名称 西和賀町湯川休猟区

（2）区域 和賀郡西和賀町地内の一般県道湯川温泉線と町道湯川滑床線との交点を起点とし、起点から一般県道湯川温泉線を北に進み町道川尻間木線との交点に至り、同点から同町道を東に進み湯田ダム右岸との交点に至り、同点から同ダム右岸を東に進みJR北上線との交点に至り、同点から同JR線を南東に進み鷲之巣川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み林道三森山線との交点に至り、同点から同林道を北に進み林道湯川線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み町道湯川滑床線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで

3（1）名称 西和賀町本内川休猟区

（2）区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と町道松川線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南西に進み町道下の沢線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道本内川線との交点に至り、同点から同町道を北に進み林道真昼岳線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み岩手南部森林管理署松川山1167林班、1166林班及び1165林班と1172林班、1170林班及び1168林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道松川線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで